

消費税の達人(令和05年度以降)

from弥生会計(Ver.32.0.1以降) 運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」は、弥生株式会社の「弥生会計」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1. 対応製品	3
2. 動作環境	4
3. インストール方法	5
1. 「達人 Cube」からアップデートする場合.....	5
2. 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合.....	9
4. 運用方法	11
1. 「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	11
2. 「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	12
5. 操作方法	13
1. 「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	13
2. 「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	21
6. 連動対象項目	29
「弥生会計」から連動するデータ（連動元）	29
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	30
[基礎データ（一般用）] 画面	32
[当課税期間の課税売上高] 画面	40
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）	41
[基礎データ（簡易課税用）] 画面	42
[当課税期間の課税売上高] 画面	48
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）	49
7. アンインストール方法	50
8. 著作権・免責等に関する注意事項	51

1.対応製品

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」に対応するNTTデータの対応製品及び弥生の対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和05年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（令和05年度以降用） Standard Edition
弥生株式会社	弥生会計 26 AE
	弥生会計 26 スタンダード
	弥生会計 26 プロフェッショナル
	弥生会計 26 プロフェッショナル 2ユーザー
	弥生会計 26 ネットワーク
	やよいの青色申告 26



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」に必要な動作環境は「1.対応製品」（P.3）に記載の弥生株式会社の【対応製品】と同様です。



注意

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」のプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の弥生株式会社の【対応製品】のいずれかをインストールしている必要があります。

3.インストール方法

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



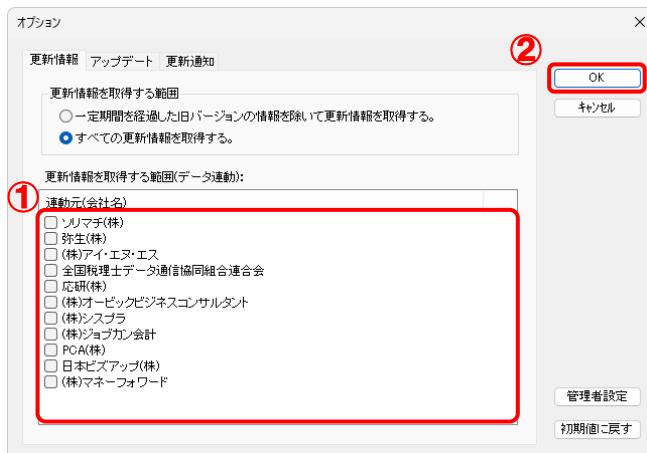
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



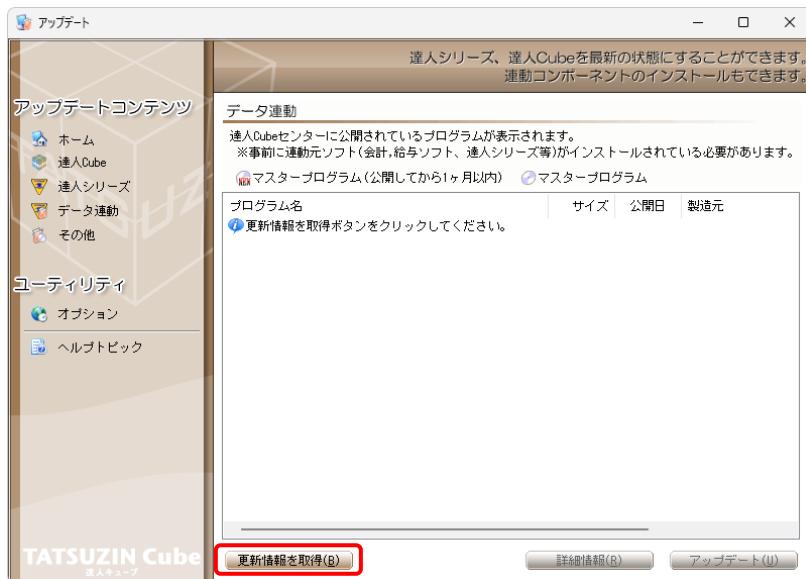
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



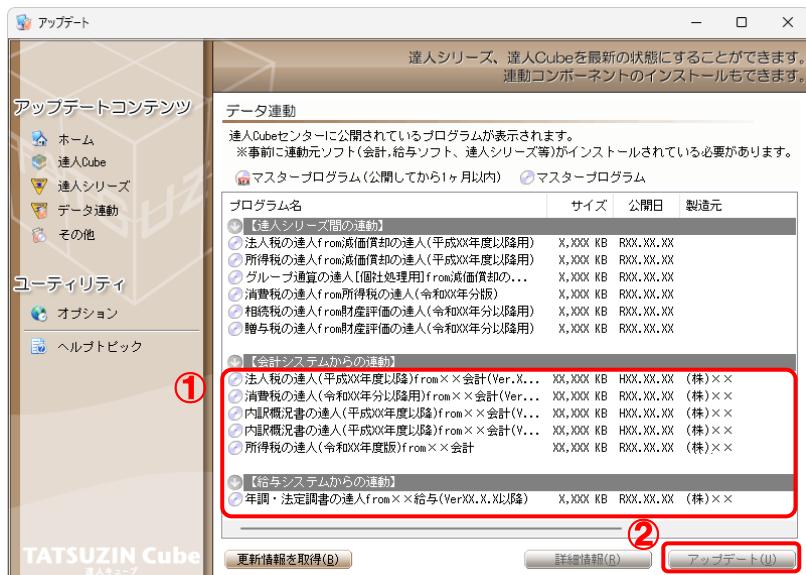
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[弥生シリーズセットアップ] 画面が表示されます。

8. [インストール開始]ボタンをクリックします。

[使用許諾契約] 画面が表示されます。

9. 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の条項に同意します。]をクリックしてチェックを付け、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

10. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムをインストールする準備ができました] 画面が表示されます。

11. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

12. [弥生シリーズセットアップ]画面に戻るので、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



The screenshot shows the 'Tatsuzin' official website with the following details:

- Header:** NTT DATA logo, '税務申告ソリューション「達人シリーズ」' (Tax Declaration Solution 'Tatsuzin Series').
- Top Navigation:** 達人シリーズ, 達人トータルサポート, 操作サポート, 導入事例, ご購入, ご購入にあたって, パートナー, お問い合わせ・資料請求, サイトマップ.
- Breadcrumbs:** HOME > 達人シリーズ > 会計ソフト・給与ソフトとの連動
- Left Sidebar:** 達人シリーズ (links: 製品ラインナップ, 申告書作成ソフト, 申告書作成ソフト カスタマイズオプション, 達人Cube, 会計ソフト・給与ソフトとの連動, 動作環境, ご利用料金表).
- Content Area:**
 - Section: 会計ソフト・給与ソフトとの連動**

「達人シリーズ」は会計ソフト・給与ソフトで作成したデータを取り込み、各種申告書作成および電子申告などに活用することができます。会計ソフト・給与ソフトメーカーとNTTデータが考える会計ソフトを選びたい先進のコンセプトに基づいて、機能的で全く新しい会計・税務の考え方を実現しました。協業する会計ソフト・給与ソフトメーカーと共に皆様の業務を強力にバックアップします。もちろん、「達人シリーズ」間での連動も可能です。
 - Buttons:** 「達人シリーズ」の連動とは?, 運動メーカー紹介, 運動コンポーネントダウンロード (highlighted in red).
 - Section: 申告書作成ソフト**
 - 法人税の達人, 所得税の達人, 財産評価の達人, 残価償却の達人, 生資・法定資産の達人, グループ計算の達人, 消費税の達人, 担税税の達人, 内訳書作成の達人, 関与税の達人, 連結納税の達人.
 - Section: 達人Cube**
 - データ収集・配信 年譜オプション.
 - Text:** 「法人税の達人」では、以下のソフトと連動が可能です。連動方法は以下の2パターンがあります。
 - ①連動コンポーネントの利用:** Professional Edition, Standard Editionのみ利用可能です。「達人Cube」を利用している場合は、達人Cube「アップデート」からインストールできます。「達人Cube」を利用していない場合は、下記一覧の【ダウンロード】ボタンをクリックして表示されるページよりダウンロードしてください。
 - ②インポート機能の利用:** Professional Edition, Standard Editionのみ利用可能です。基本情報や各種票等のデータを外部ファイル (Excel形式, CSV形式) からインポートできます。
 - Link:** インポート機能の詳細は[こちら](#) >

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

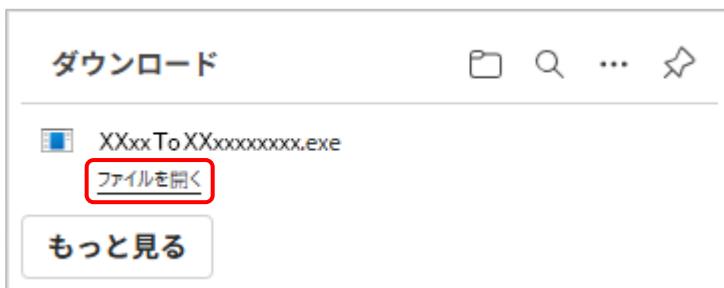
3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[弥生シリーズセットアップ] 画面が表示されます。

7. [インストール開始]ボタンをクリックします。

[使用許諾契約] 画面が表示されます。

8. 使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は[使用許諾契約の条項に同意します。]をクリックしてチェックを付け、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の選択] 画面が表示されます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムをインストールする準備ができました] 画面が表示されます。

10. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

11. [弥生シリーズセットアップ]画面に戻るので、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」は、「弥生会計」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

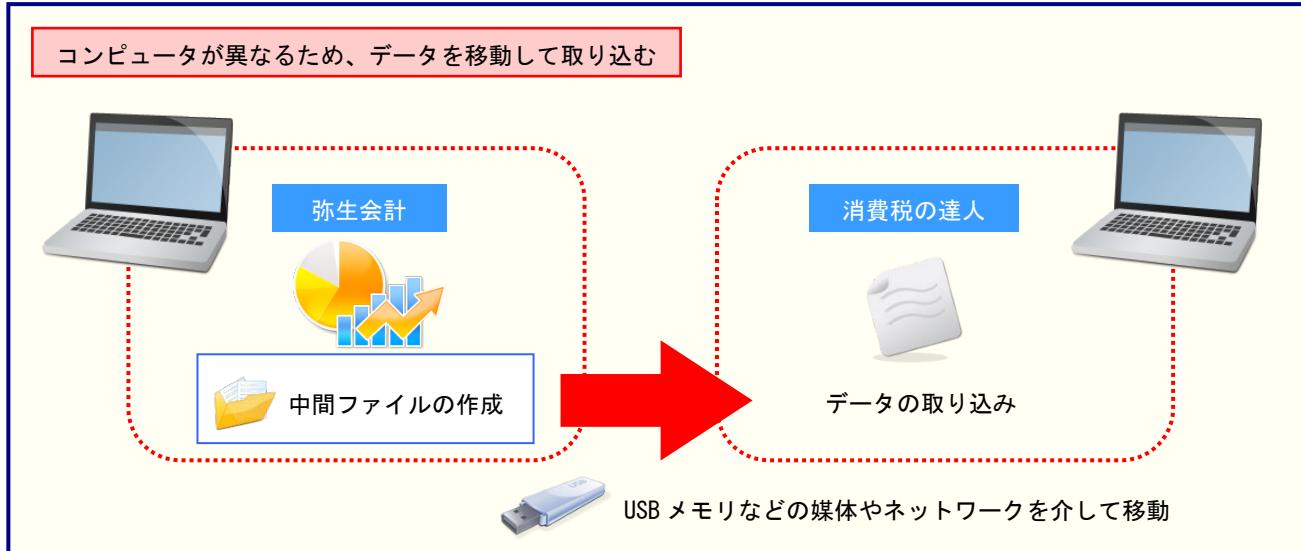
1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人（令和05年度以降）from弥生会計（Ver.32.0.1以降）」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「弥生会計」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。

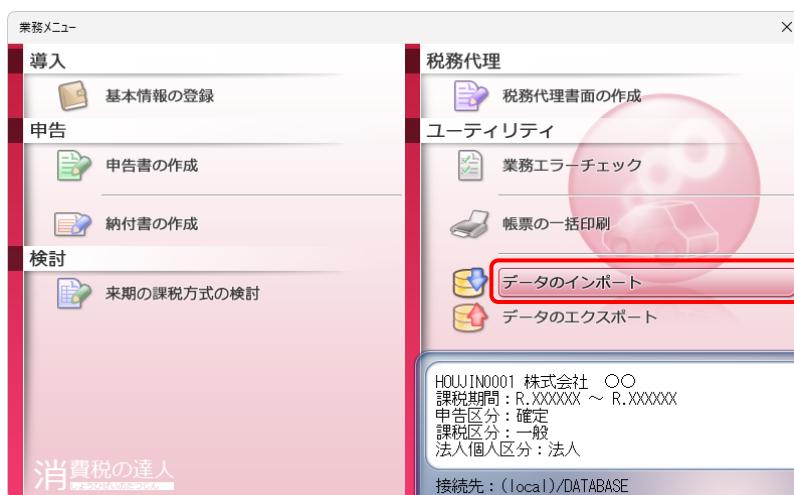


5.操作方法

「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」(P.29)を必ずお読みください。操作手順は、「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

1.「弥生会計」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

- 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



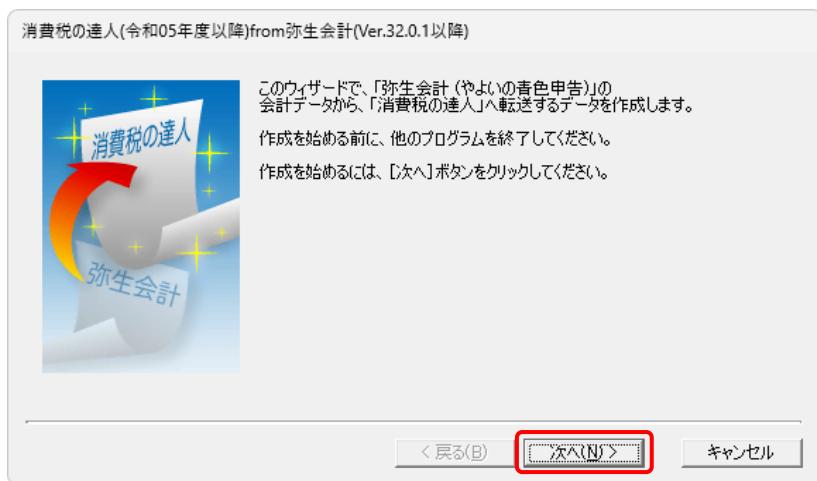
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [弥生会計(Ver.32.0.1以降)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



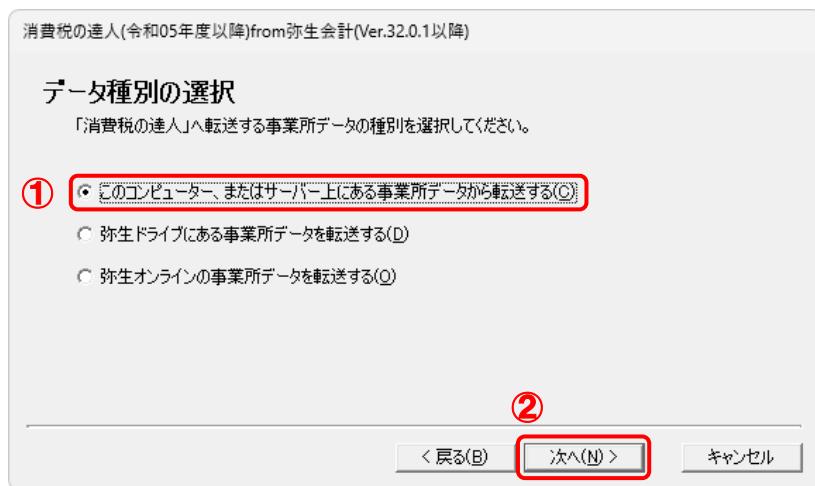
[消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)]画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



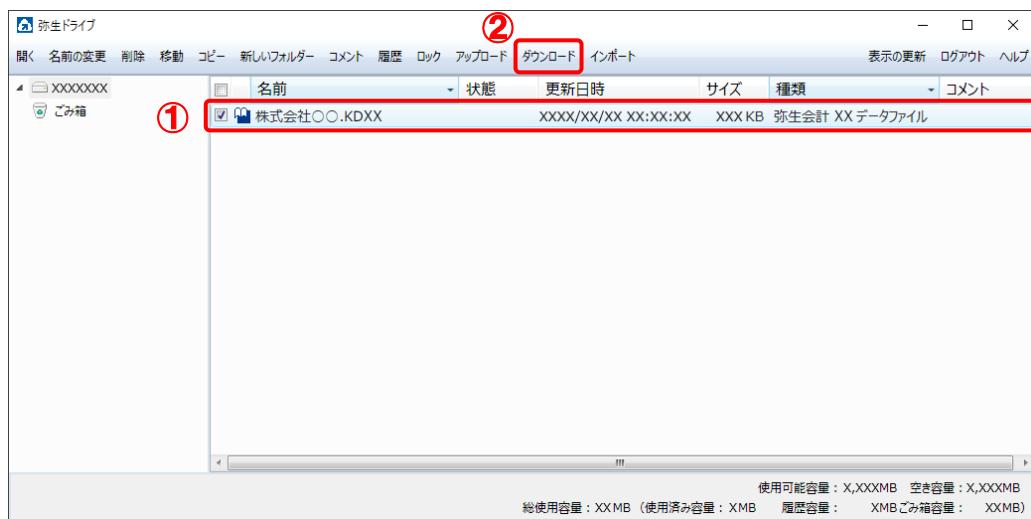
[データ種別の選択]画面が表示されます。

4. [このコンピューター、またはサーバー上にある事業所データから転送する]を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[データの選択] 画面が表示されます。

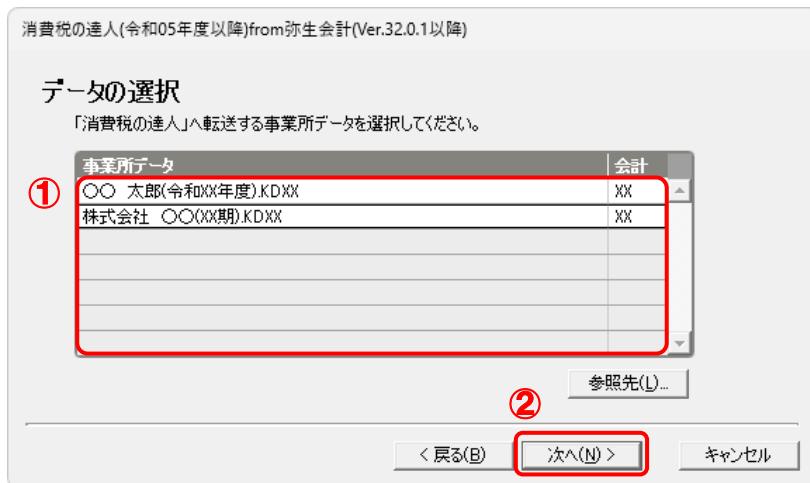
- ※ 弥生会計 26をインストールしている場合、弥生会計 26、弥生会計 25、弥生会計 24、弥生会計 23、弥生会計 22、弥生会計 21、弥生会計 20、弥生会計 19で作成した事業所データを選択できます。
- ※ [弥生オンラインの事業所データを転送する] は、弥生会計 26 AEの場合のみ表示されます。
- ※ 弥生ドライブ上のデータを選択したい場合は、[弥生ドライブにある事業所データを転送する] を選択します。弥生ドライブが起動するので、ファイルを指定したうえで、連動する事業所データをダウンロードしてください。



※ 弥生会計 オンラインのデータを選択したい場合は、[弥生オンラインの事業所データを転送する] を選択します。弥生 マイポータルが起動するので、連動するデータをダウンロードしたうえで、ファイルを指定してください。

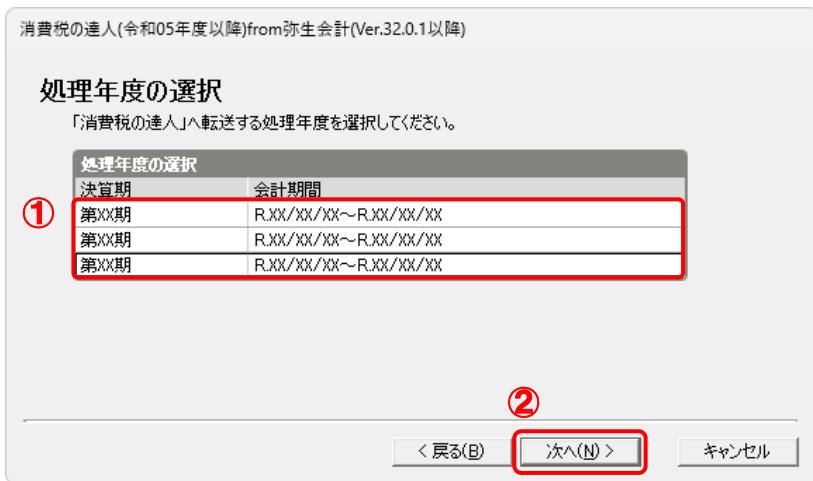


5. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[処理年度の選択] 画面が表示されます。

6. 手順5で選択したデータの処理年度をクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[集計期間の設定] 画面が表示されます。

※ 手順5で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順6の画面は表示されません。手順7に進んでください。

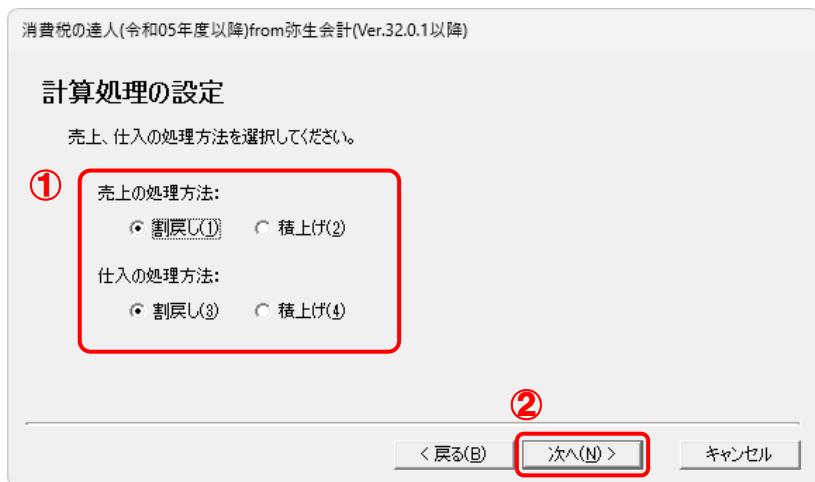
7. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[計算処理の設定] 画面が表示されます。

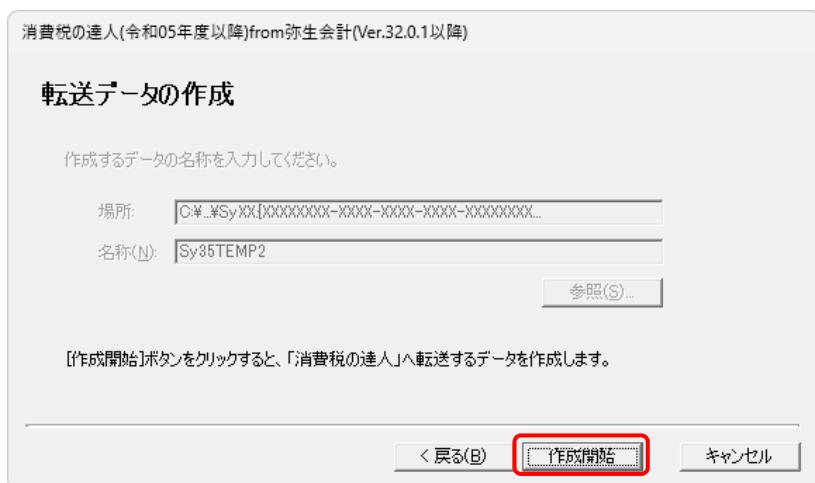
※ 画面は全期間を設定しています。

8. 売上及び仕入の処理方法を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



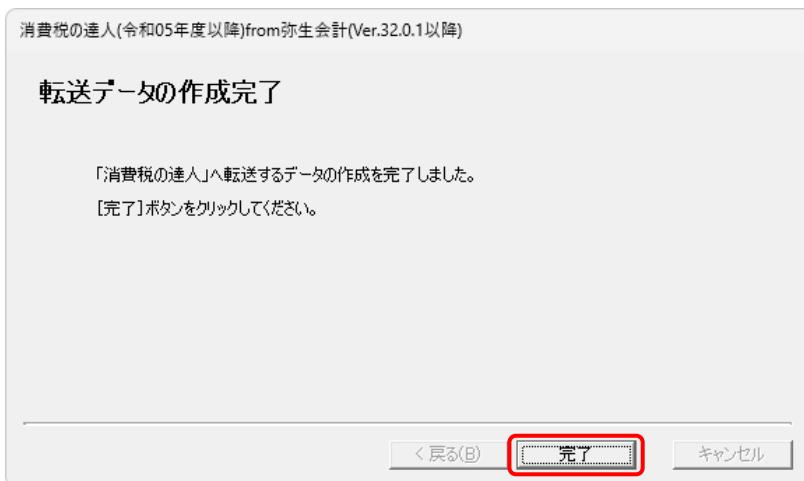
[転送データの作成] 画面が表示されます。

9. [作成開始]ボタンをクリックします。



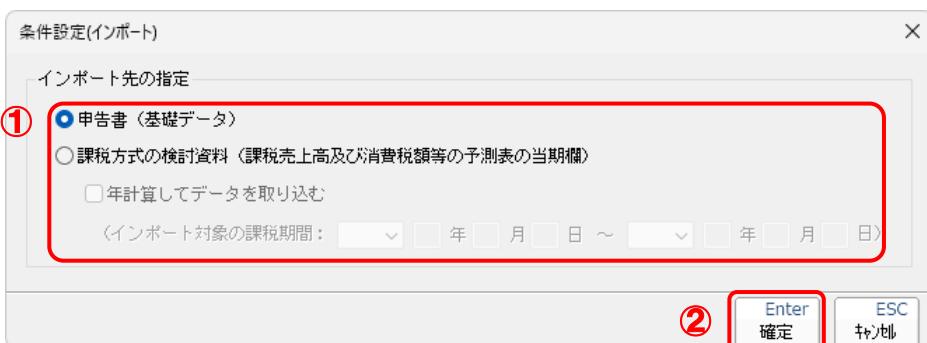
[転送データの作成完了] 画面が表示されます。

10. [完了]ボタンをクリックします。



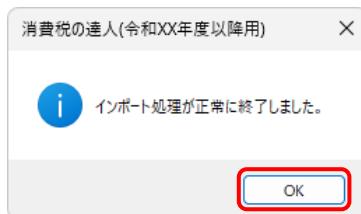
[条件設定(インポート)] 画面が表示されます。

11. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

12. [OK]ボタンをクリックします。



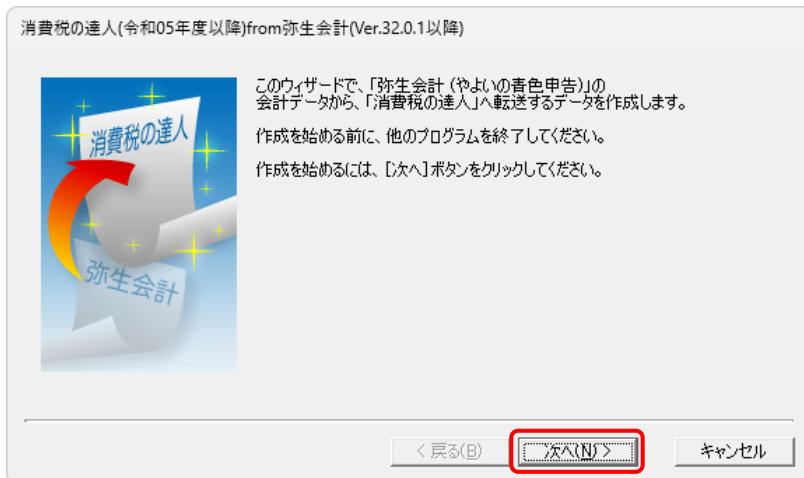
[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「弥生会計」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

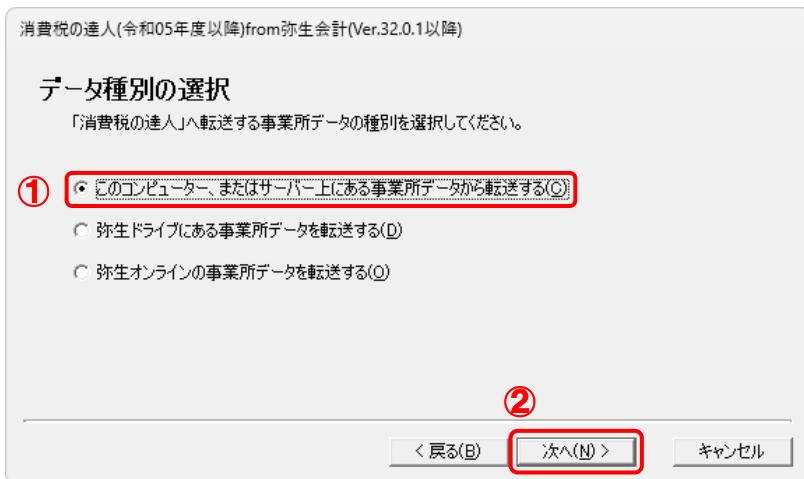
1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」と入力して表示される検索結果から、[消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)]をクリックします。
[消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)] 画面が表示されます。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



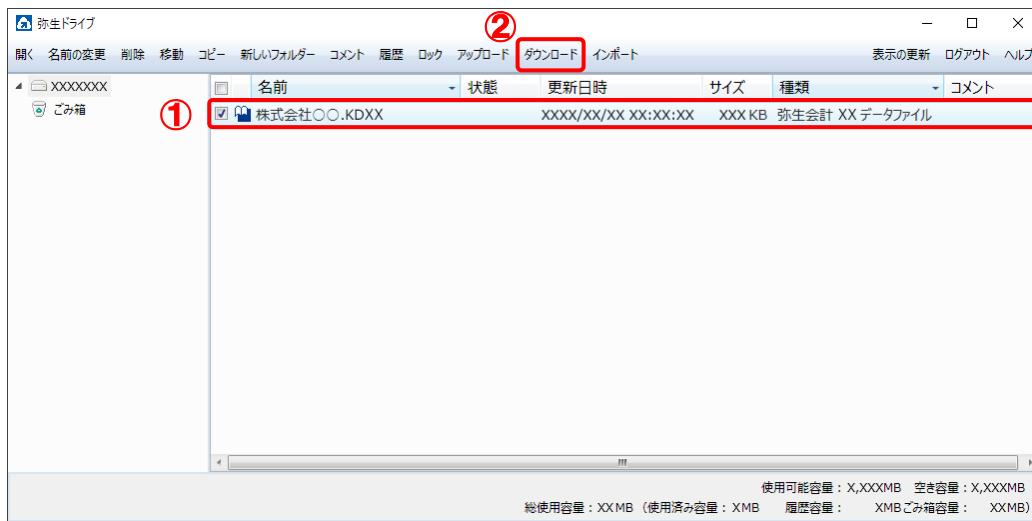
[データ種別の選択] 画面が表示されます。

3. [このコンピューター、またはサーバー上にある事業所データから転送する]を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[データの選択] 画面が表示されます。

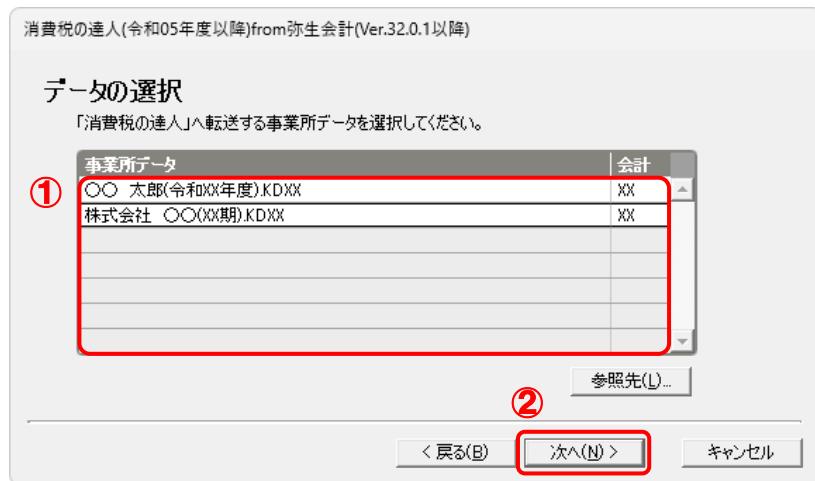
- ※ 弥生会計 26をインストールしている場合、弥生会計 26、弥生会計 25、弥生会計 24、弥生会計 23、弥生会計 22、弥生会計 21、弥生会計 20、弥生会計 19で作成した事業所データを選択できます。
- ※ [弥生オンラインの事業所データを転送する] は、弥生会計 26 AEの場合のみ表示されます。
- ※ 弥生ドライブ上のデータを選択したい場合は、[弥生ドライブにある事業所データを転送する] を選択します。弥生ドライブが起動するので、ファイルを指定したうえで、連動する事業所データをダウンロードしてください。



※ 弥生会計 オンラインのデータを選択したい場合は、[弥生オンラインの事業所データを転送する] を選択します。弥生 マイポータルが起動するので、連動するデータをダウンロードしたうえで、ファイルを指定してください。

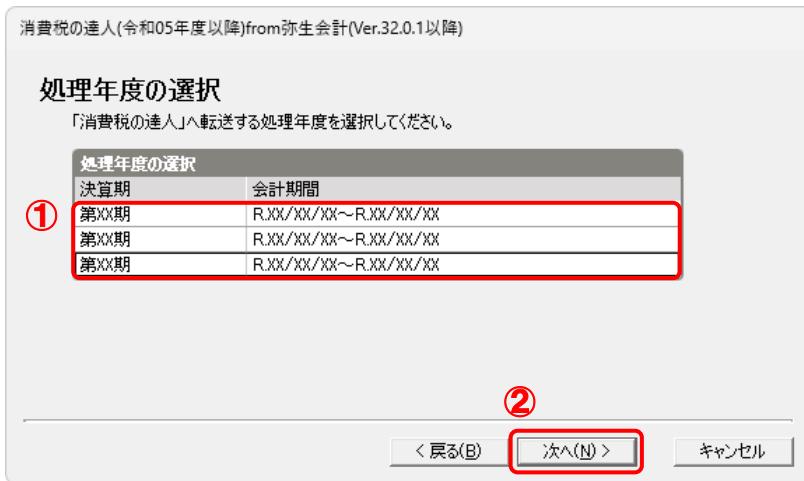


4. 「消費税の達人」に取り込む「弥生会計」のデータをクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[処理年度の選択] 画面が表示されます。

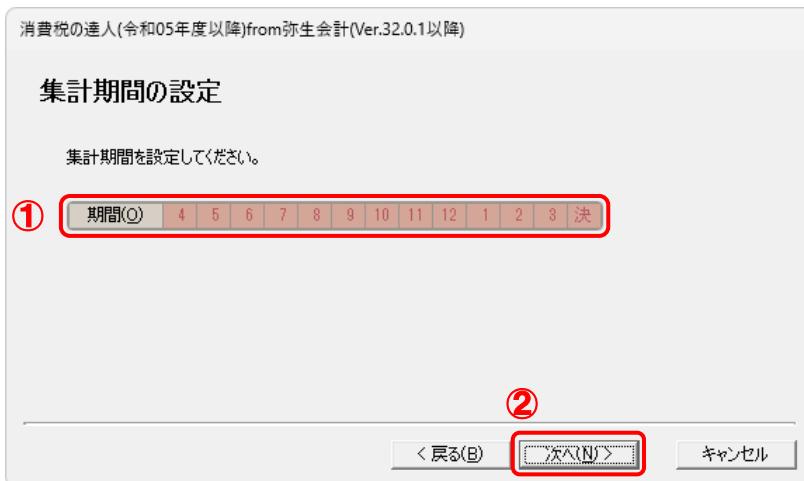
5. 手順4で選択したデータの処理年度をクリックして選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[集計期間の設定] 画面が表示されます。

※ 手順4で選択したデータの会計期間が複数存在しない場合は、手順5の画面は表示されません。手順6に進んでください。

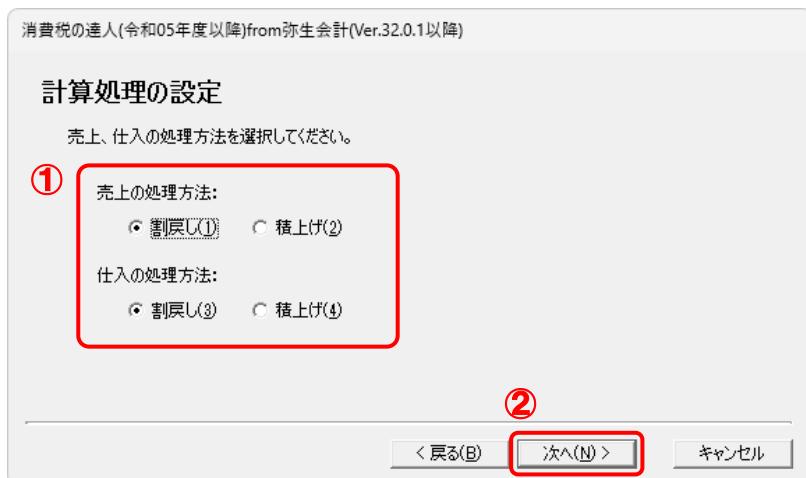
6. 「弥生会計」から出力するデータの集計期間を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[計算処理の設定] 画面が表示されます。

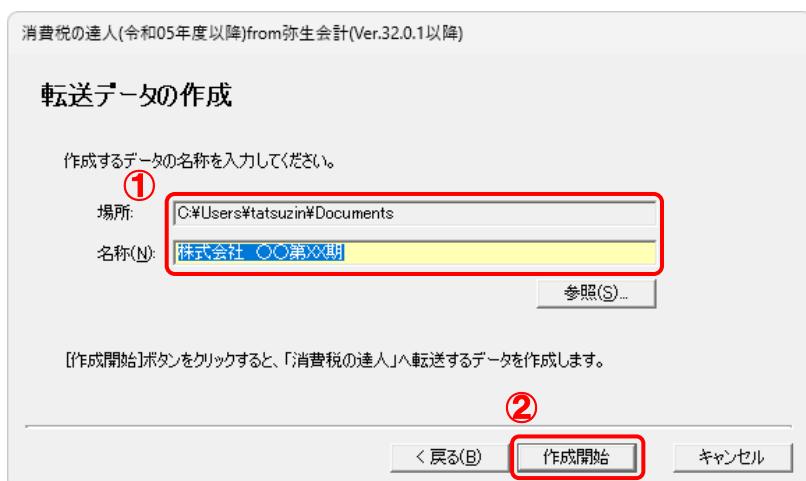
※ 画面は全期間を設定しています。

7. 売上及び仕入の処理方法を選択し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



[転送データの作成] 画面が表示されます。

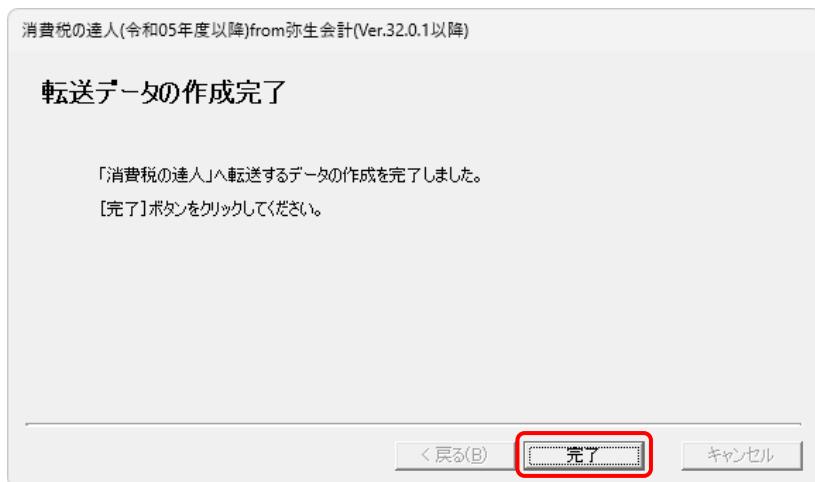
8. [場所]及び[名称]を確認し(①)、[作成開始]ボタンをクリックします(②)。



[作成開始]ボタンをクリックすると、「消費税の達人」へ転送するデータを作成します。

※ [場所] の初期値は [C:\Users\ (ユーザー名)\Documents] です。[参照] ボタンをクリックして表示される画面から変更できます。

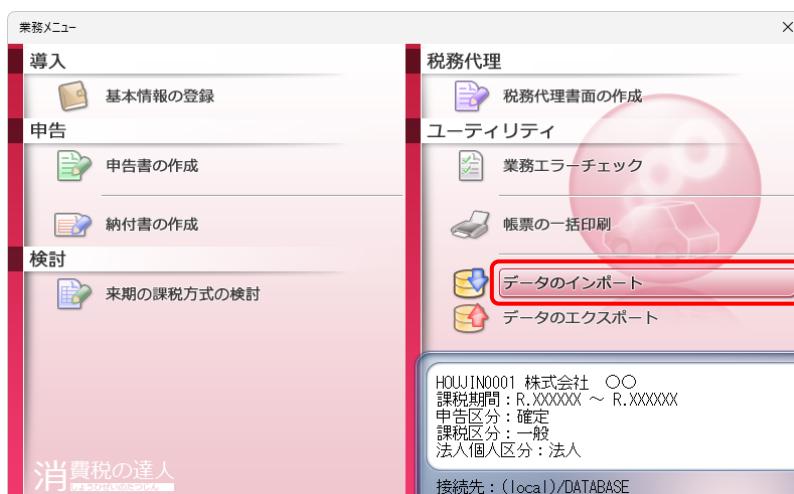
9. [完了]ボタンをクリックします。



手順8で指定した [場所] に、中間ファイルが作成されます。

10. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

11. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



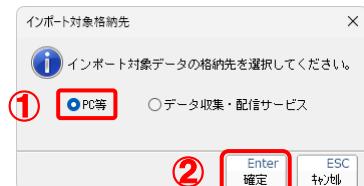
[データのインポート] 画面が表示されます。

12. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

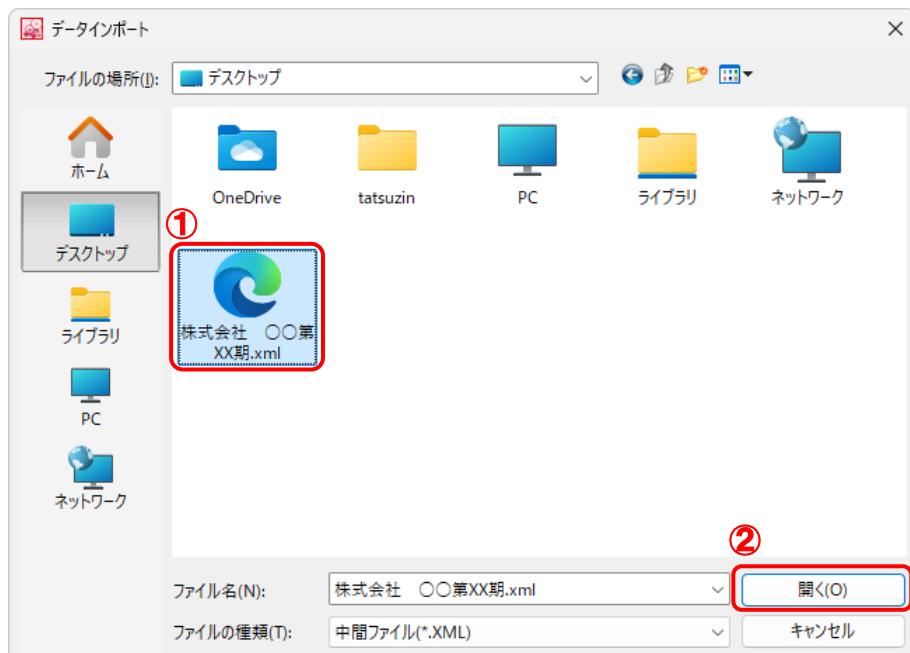


[データインポート] 画面が表示されます。

※ [インポート対象格納先] 画面は、達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方のみ表示されます。[PC等] を選択し (①)、[確定] ボタンをクリック (②) します。

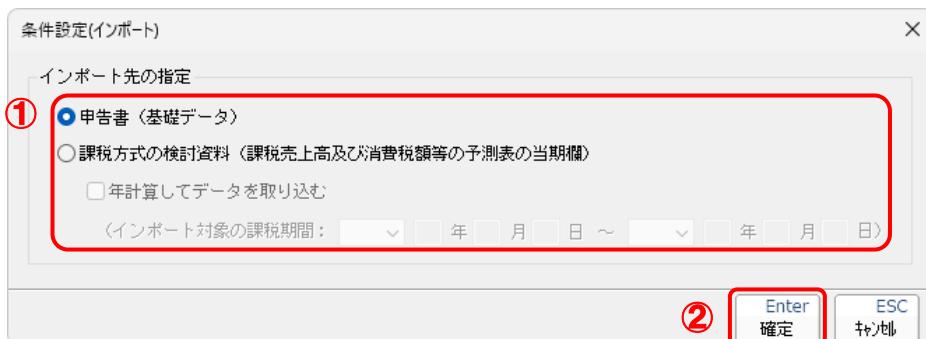


13. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



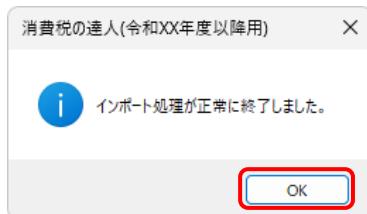
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

14. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

15. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

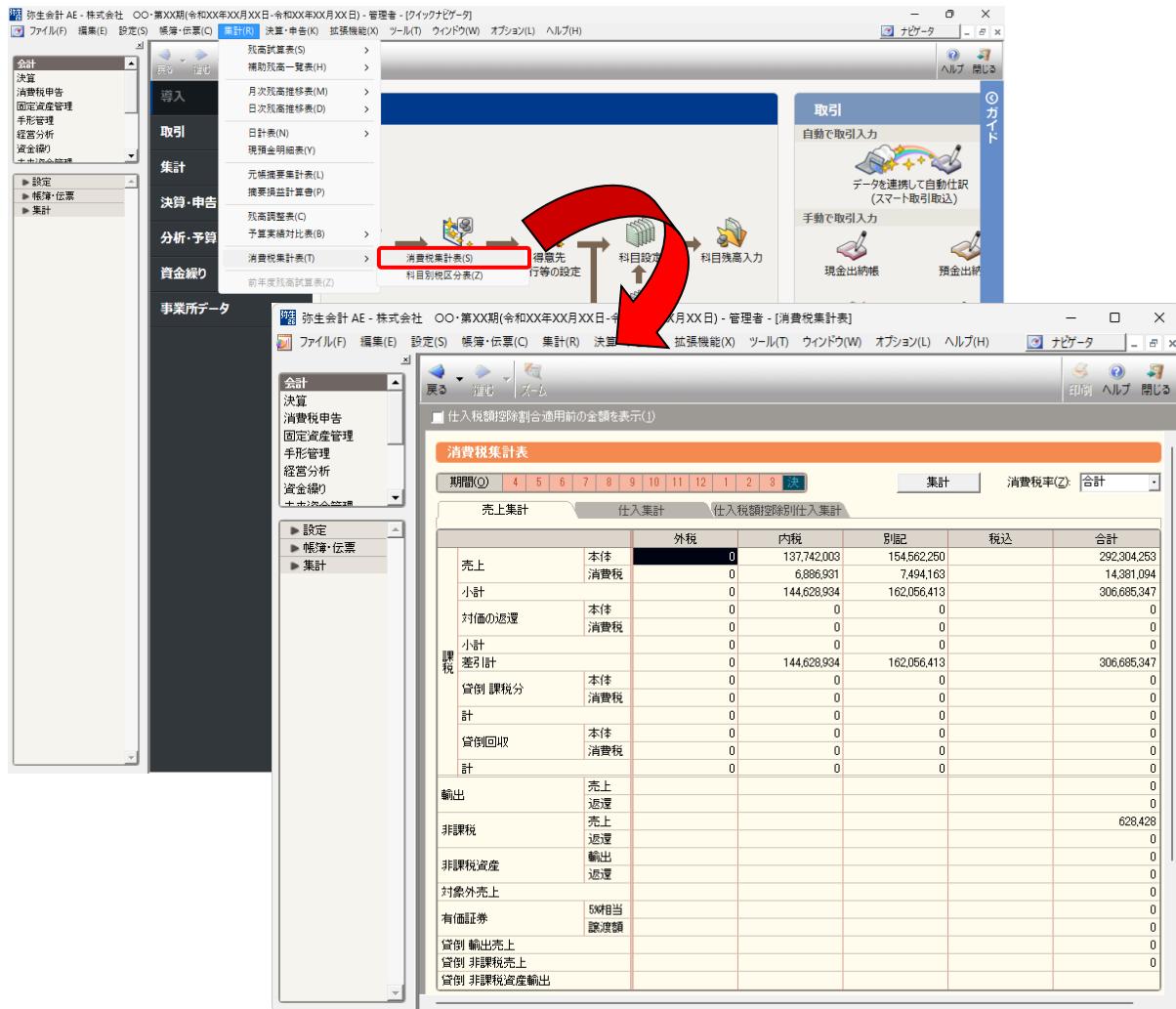
以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動對象項目

「消費税の達人（令和05年度以降）from 弥生会計（Ver.32.0.1以降）」では、「弥生会計」の消費税集計表よりデータを取り込みます。

「弥生会計」から連動するデータ(連動元)

「弥生会計」からはメニューバー [集計] - [消費税集計表] - [消費税集計表] のデータが連動します。



注意

メニューバー [決算・申告] — [消費税申告書設定] — [申告基礎データ (**用)] で表示される申告基礎データで「データ取込」を実施しても確認できます (**には、一般又は簡易課税が入ります)。

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

- ・[基礎データ] 画面
 - [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (10%分) / (軽8%分)
 - ・仕入 (10%分) / (軽8%分)
 - ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (旧8%分) / (5%分)
 - ・仕入 (旧8%分) / (5%分)
 - ・貸倒 (旧8%分) / (5%分)
 - [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合
 - ・仕入 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)
 - ・返還 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)
- ・[当課税期間の課税売上高] 画面
 - ・免税期間分の課税売上高
- ・課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

- ・[基礎データ] 画面
 - [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (10%分) / (軽8%分)
 - ・返還 (10%分) / (軽8%分)
 - ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (旧8%分) / (5%分)
 - ・返還 (旧8%分) / (5%分)
 - ・貸倒 (旧8%分) / (5%分)
- ・[当課税期間の課税売上高] 画面
 - ・免税期間分の課税売上高
- ・課税売上高及び消費税額等の予測表



注意

(3%分) は連動対象外です。

[基礎データ(一般用)]画面

- [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合

□ 売上(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

□ 仕入(10%分)／(軽8%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連絡請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				
仕入返還 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ F9 印刷

Ctrl+確定 ESC キャセル

□ 貸倒(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	
貸倒額 税上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 税上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル

□ 仕入 (旧8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連絡請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(8.8%分)				
	非課税売上対応(8.8%分)				
	共通売上対応(8.8%分)				
	地方消費税分				
仕入返還 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入返還	課税売上対応(8.8%分)				
	非課税売上対応(8.8%分)				
	共通売上対応(8.8%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャセル



注意

(5%分) は [輸入仕入] がありません。

□ 貸倒(旧8%分)／(5%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分
 売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 稼上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 稼上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャセル

■ [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

□ 仕入 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

X F1 ヘルプ F9 印刷 Ctrl+Q 確定 ESC キャンセル

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜会計方式の場合は[本体価額(税抜)]及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込会計方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

□ 返還(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 連絡請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入返還 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

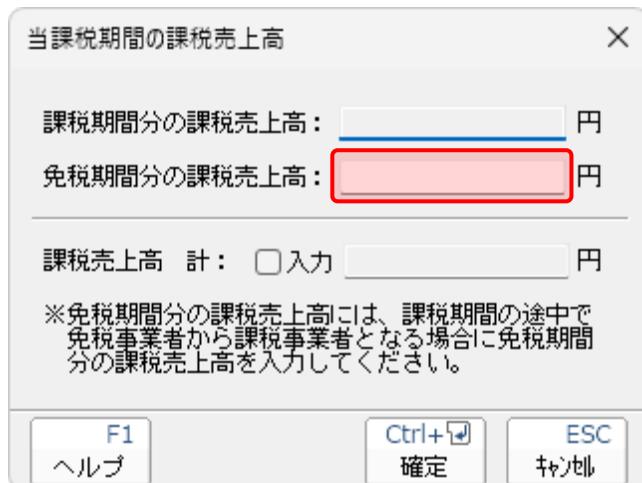
※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜会計方式の場合は[本体価額(税抜)]及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込会計方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面



課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）

課税売上高及び消費税額等の予測表						
事業者コード : 事業者名 :						
1. 基礎データ						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
連絡請求書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期末における資金金等の額(※3)						
※1 法人設立1周年の場合は入力してください。 2. 課税売上高及び課税売上割合						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合	%		%		%	
3. 消費税額						
期間	来期(令和 年度)			来々期(令和 年度)		
課税方式	簡易課税	一般課税		2割特例	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
課渡割額						
合計税額						
備考						



注意

「弥生会計 26」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ運動します。

[基礎データ(簡易課税用)]画面

- [税率(10%・8%)適用分]を選択している場合

□ 売上(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	返受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(赤枠)	
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(赤枠)	
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上(輸出取引等)	(赤枠)		

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

□ 返還(10%分)／(軽8%分)

基礎データ（簡易課税用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	（赤枠）	
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	（赤枠）	
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還		（赤枠）	

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

□ 貸倒(10%分)／(軽8%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+確定
ESC キャンセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(セルが赤枠で囲まれています)	
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(セルが赤枠で囲まれています)	
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上(輸出取引等)	(セルが赤枠で囲まれています)		

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

□ 返還(旧8%分)／(5%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(Red box)	
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」	(Red box)	
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還		(Red box)	

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

確定
 キャンセル

□ 貸倒(旧8%分)／(5%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合 税込価額
	本体価額(税抜)	仮受消費税	
貸倒額 税上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 税上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

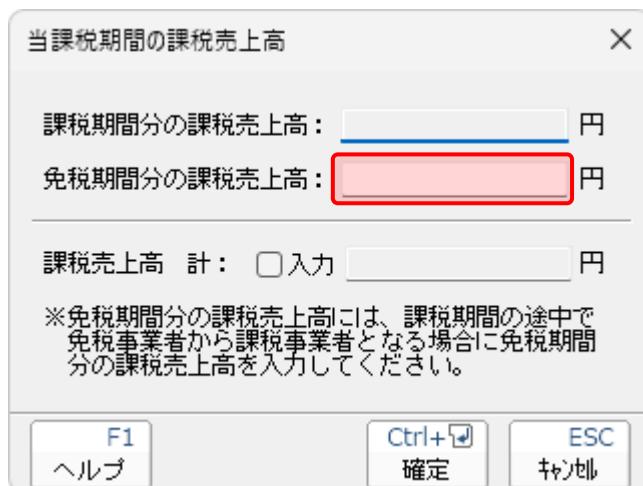
事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+ 確定
ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面



課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）

課税売上高及び消費税額等の予測表						
事業者コード : 事業者名 :						
1. 基礎データ						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
連結請求書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期末における資金金等の額(※1)						
※1 法人設立1周年の場合は、入力してください。						
2. 課税売上高及び課税売上割合						
期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
課税売上高						
課税売上高(特定期間)						
課税売上割合	%		%		%	
3. 消費税額						
期間	簡易課税	来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)		
		一般課税	2割特例	簡易課税	一般課税	2割特例
割別対応	一括比例	割別対応	一括比例			
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
課渡割額						
合計税額						
備考						



注意

「弥生会計 26」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ運動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に【ユーザー アカウント制御】画面が表示されることがあります。その場合は【はい】ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「コントロールパネル」と入力して表示される検索結果から【コントロールパネル】をクリックします。
【コントロールパネル】画面が表示されます。
2. 【プログラムのアンインストール】をクリックします。
【プログラムのアンインストールまたは変更】画面が表示されます。
※ 【コントロールパネル】画面をアイコン表示にしている場合は、【プログラムと機能】をクリックします。
3. 【消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)】をクリックして選択し、【変更】をクリックします。
【InstallShield Wizard】画面が表示されます。
4. 【次へ】ボタンをクリックします。
【プログラムの保守】画面が表示されます。
5. 【削除】を選択した状態で【次へ】ボタンをクリックします。
【プログラムの削除】画面が表示されます。
6. 【削除】ボタンをクリックします。
アンインストールが開始されます。
7. 完了画面が表示されたら、【完了】ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降)from弥生会計(Ver.32.0.1以降)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

『弥生』は弥生株式会社の登録商標です。

Microsoft、Windows、Windows Server、SQL Server、Outlook、Excel は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

Adobe、Adobe Reader、Acrobat は、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

その他、記載された会社名および製品名などは該当する各社の登録商標または商標です。

本文中、®マークは明記しておりません。

**消費税の達人(令和05年度以降)
from弥生会計(Ver.32.0.1以降) 運用ガイド**

2025年11月6日初版
